

**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料「納付済額のお知らせ」を送付します。**

令和5年中に皆さんが納付された次の保険料は、社会保険料控除の対象です。普通徴収(納付書または口座振替による納付)で納付された金額を2月初旬までにお知らせします。

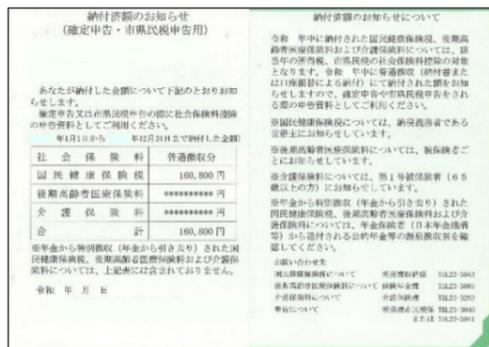
・国民健康保険税は納税義務者(世帯主)に、後期高齢者医療保険料は被保険者ごとに、介護保険料は第1号被保険者(65歳以上の方)に通知します。

・年金から特別徴収(引き去り)された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、年金保険者(日本年金機構等)から送付される公的年金等の源泉徴収票を確認ください。

・このお知らせは申告書への添付義務はありません。申告書作成の資料として利用ください。

**◆ 納付済額についての問い合わせ**

国民健康保険税は 税務課収納係 ☎ 23-3043  
 後期高齢者医療保険料は 市民課保険年金係 ☎ 23-3085  
 介護保険料は 介護保険課 ☎ 23-3293



↑ 納付済額のお知らせ

**スマホやパソコンを使って自宅で確定申告書が作成できます。**

国税庁ホームページから確定申告書等作成コーナーへ

作成コーナー

検索



税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

マイナンバーカードをお持ちの方

スマートフォンを使用してe-Tax

マイナンバーカード

パソコンに表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法です。

ICカードリーダーライターを使用するe-Tax

ICカードリーダーライターを使用します。

お持ちでない方

ID・パスワード方式でe-Tax

重要書類 ID・PWが目印

税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法。ID・パスワード方式の届出完了通知が必要で、申告書の控えと一緒に保管していないと確認してください。

各提出方法を動画で確認する方はこちら  
 スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら

その他

印刷して提出 > 税理士の方が代理送信を行う方はこちら >

◇ 印刷して提出する場合の提出先

- 松江税務署へ郵送: 〒690-8506 松江税務署 ※宛先住所の記入は不要です。
- 安来市の申告会場へ持参 ※税務署へ取り次ぎます。(中身の確認はしません)

**◆ 確定申告書等作成コーナーの操作などの問い合わせ**

マイナンバーカード、マイナポータル、電子証明書等に関する質問

マイナンバー総合フリーダイヤル  
 ☎ 0120-95-0178  
 受付時間は時期により変更あり

作成コーナーの操作方法などの質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
 月曜～金曜(祝日を除く) 受付時間は時期により変更あり  
 ☎ 0570-01-5901  
 (全国一律市内通話料金) (携帯電話からは20秒税込11円)

# 令和5年分 確定申告のしおり

**松江税務署による確定申告は、2月16日(金)から、くにびきメッセで可能です。(要事前予約)**

- ◆ 事前予約は国税庁LINE公式アカウントを下記QRコードで友だち追加することにより可能となります。  
 ・LINE予約は、2月6日から可能となる予定です。
- ◆ 申し込みが集中し、予約ができない場合があります。
- ◆ 電話での事前予約は受け付けていません。



くにびきメッセは  
要予約・整理券あり

- ◆ くにびきメッセでは原則、自身のスマホでの確定申告となります。マイナンバーカードをお持ちの方は、利用者証明書用電子証明書(数字4桁)および署名用電子証明書(英数字6~16文字)のパスワードが分かる状態でお越しください。
- ◆ 土地・建物・株式などの譲渡の分離、損失、青色申告、住宅借入金等特別控除の初年度申告は、くにびきメッセでの申告をお願いします。安来市の会場では受付できません。

**安来市では、2月14日(水)から受付を開始します。**

**安来市での受付時間は15時までです。**

出張相談会場		
2月20日 火	比田交流センター	10時～15時
2月21日 水	赤屋交流センター	10時～15時

- ◆ 申告会場は大変混み合います。「申告に必要なもの」をよくご覧いただき、事前に書類の準備や集計を済ませておいていただくようお願いします。
- ◆ 完成した申告書を提出される場合は、順番待ちをする必要はありません。直接、会場の受付職員にお渡しいただくか、安来庁舎の税務課窓口へご提出ください。
- ◆ 防災研修棟では、e-Tax用のパソコンを用意していますので、ご自由にご利用ください。
- ◆ 税務署の職員は安来市内の会場には不在です。
- ◆ 問い合わせ

確定申告について  
 松江税務署 ☎ 0852-21-7711  
 自動音声による案内が流れるので「確定申告に関するご相談」は「0」を選択  
 ⇒「確定申告テレフォンセンター」につながります。

市県民税 兼 国民健康保険税の申告について  
 税務課市民税係 ☎ 23-3040、23-3041

**申告の受付カレンダー**

日程	会場			
	安来市		松江市	
	防災研修棟	広瀬庁舎	伯太庁舎	くにびきメッセ
2月14日 水	○			
15日 木	○			
16日 金	○			○
17日 土				
18日 日				
19日 月	○			○
20日 火	○			○
21日 水	○			○
22日 木	○		○	○
23日 金				
24日 土				
25日 日	○			○
26日 月	○	○		○
27日 火	○		○	○
28日 水	○	○		○
29日 木	○		○	○
3月1日 金	○	○		○
2日 土				
3日 日				
4日 月	○		○	○
5日 火	○	○		○
6日 水	○		○	○
7日 木	○	○		○
8日 金	○		○	○
9日 土				
10日 日				
11日 月	○	○		○
12日 火	○			○
13日 水	○			○
14日 木	○			○
15日 金	○			○

# 所得税の確定申告・市県民税 兼 国民健康保険税の申告

## 申告が必要な人

申告書は、納税者が自ら作成し、提出していただくことが原則です。

1. 会社員で給与をもらっていて、次に該当する人
  - ・ 年末調整を受けていない人(年度途中で退職した方など)
  - ・ 給与が2か所以上からある人、副業等の収入がある人
2. アルバイト、内職、日々雇用で、給与から所得税が引かれていない人
3. 年金収入のみの人のうち、所得税の精算が必要な人(注)
 

(注1) 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下の人は確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、申告が必要です。

(注2) 所得税の確定申告が不要な場合でも、次に該当する場合等は、市県民税の申告が必要となります。

  - ・ 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の控除を受ける場合
  - ・ 公的年金等にかかる雑所得以外に所得がある場合
  - ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入していて、所得が全くない、又は非課税年金(遺族年金、障害年金等)のみの人
4. 家賃・地代などの不動産収入や、土地・建物などの譲渡所得がある人
5. 自営業や農業を事業として営む人(赤字の場合を含む)
6. 満期保険金等の受取りや個人年金収入がある人
7. 医療費控除、住宅ローン控除などを受ける人
8. 1～7以外で、課税の対象となる収入がある人

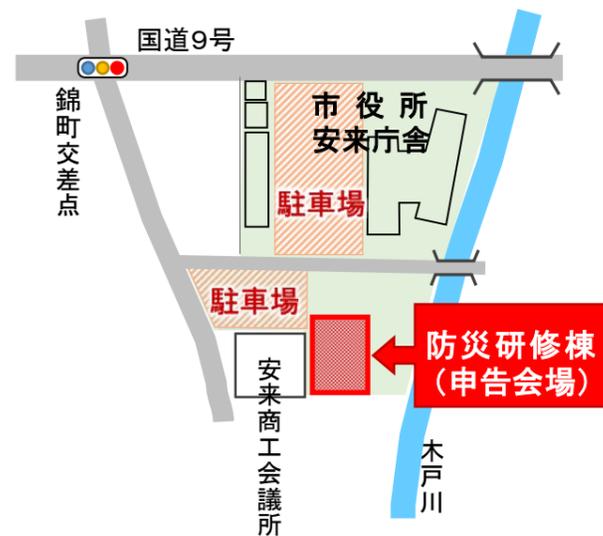
## 申告がないと・・・

①国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置等を受けられない場合があります。

②所得証明などが必要な場合に証明書を発行することができません。

## 税制等の主な変更点について

- ◆ 森林環境税(国税)の創設  
令和6年度以降、住民税均等割と合わせて1人あたり1,000円が課税されます。  
なお、防災のための財源としていた1,000円の負担は令和5年度で終了するため、住民税の負担額は変わりません。
- ◆ 定額減税の実施  
本人と同一生計配偶者・扶養親族の人数に応じて、1人あたり、令和6年分所得税から3万円、令和6年度分住民税から1万円の減税が実施されます。
- ◆ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一  
所得税と住民税で異なる課税方式の選択ができなくなります。



※防災研修棟の申告会場へお越しの際には、商工会議所、近隣商業施設等に駐車しないでください。

## 申告に必要なもの

前もって書類の準備や領収書などの集計をお願いします。  
集計が済んでいないと、順番を後に回す場合があります。

- 「確定申告のお知らせ」封書または、はがき(税務署から送付されている場合)
- マイナンバーカード(取得済みの方の場合)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
- 申告者名義の口座番号(所得税の口座振替納付や還付の場合)
- 前年の申告の書類控え一式(前年に申告した場合)

## ◆ 収支のわかる書類

- 給与や公的年金の源泉徴収票
- 保険会社等発行の私的年金の額等がわかるもの(「年金支払証明書」「年金額等支払内容のお知らせ」等)
- 集計を済ませた収支内訳書**(農業所得、事業所得などがある場合)
  - ・ **農業所得、事業所得を申告する人は領収書などを集計し、収支内訳書を作成してから会場へお越しください。**
  - ・ **減価償却台帳は市では管理していません。**  
「減価償却費自動計算エクセルシート」を市のホームページで公開していますので活用ください。

## ◆ 次の控除を受ける場合の必要書類

社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料および国民年金基金掛金については、日本年金機構が発行する証明書または領収書【原本】
生命保険料・地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 保険会社等が発行する控除証明書【原本】
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	<input type="checkbox"/> 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書【税務署から送付された原本】 <input type="checkbox"/> 住宅資金に係る借入金の年末残高等証明書【金融機関等から送付された原本】
医療費控除 (注1) (注2)	<input type="checkbox"/> <b>集計を済ませた医療費控除の明細書</b> <input type="checkbox"/> 医療費通知【原本】(通知を医療費控除に利用する場合) ※ おむつ使用証明にかかる医療費控除を申告する場合 要介護者のおむつ代の医療費控除を受けるには、医師の発行する証明書が必要です。ただし、次の両方に該当する人は、市が発行する証明書で医療費控除が受けられます。 ア:おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる人 イ:「介護保険主治医意見書」により「寝たきり」と「尿失禁」が確認できる人 ◆証明書の交付窓口:介護保険課(安来市健康福祉センター)、市民課 健康福祉・子育て窓口(安来庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎) ◆問い合わせ:介護保険課 ☎ 23-3293
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(注1)	<input type="checkbox"/> <b>集計を済ませたセルフメディケーション税制の明細書</b>
障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※など ※ 介護認定を受けている人の障害者控除を申告する場合に必要な認定書 身体障害者手帳をお持ちでなくても、要介護認定を受けている人は、「寝たきり度」「認知症自立度」の程度により、障害者控除を受けられる場合があります。該当の方が障害者控除を受けるには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。 ◆認定書の申請窓口:介護保険課(安来市健康福祉センター)、市民課 健康福祉・子育て窓口(安来庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎) 注:認定書の発行には約1週間かかります。 ◆問い合わせ:介護保険課 ☎ 23-3293

注1:「医療費控除」と「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」はどちらか一方の控除を選択する仕組みです。一度申告すると、その申告年の選択を変更することはできません。

注2: 令和2年分以降の申告から、医療費の領収書の添付による医療費控除の申告は行うことができなくなりました。必ず医療費控除の明細書を作成してください。

このしおりについての問い合わせ:税務課 市民税係 ☎23-3040、23-3041

→ 確定申告のお知らせ

